平成二十六年四月三十日（号外第九十六号）公布内閣府令第三十九号（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

（原稿誤り）

六下一　一九第十九条第一号第十九条第一項

七	上	終りから八	入所支援施設	入所施設
〃	下	〃一七	特定教育・保育	特定地域型保育
八	上	〃一五	法第三十四条	法第四十六条
〃	下	〃六～五	「支払を」とあるのは「支払を、	「額の支払を」とあるのは「額の支払を、
九	上	一七	第四十三条第一項中	当分の間、第四十三条第一項中